

児童生徒の保護者のみなさまへ

～令和7年度 就学援助制度のお知らせ～

大洲市教育委員会

大洲市では、お子さまが小・中学校へ就学するうえで、経済的な理由によりお困りで公的援助を希望される保護者に対して、学校生活に必要な経費（学用品費・給食費・修学旅行費など）の援助を行い、義務教育の円滑な実施を図っています。

援助を希望される方は、お子さまが通学している（または入学する）学校へお申し込みください。

この制度は毎年度申し込みが必要ですので、令和6年度に就学援助を受けている方も必ずお申し込みください。

○就学援助を受けることができる方

- ・ 要保護

（生活保護を受けている世帯）

- ・ 準要保護

（次の事項に該当するなど生活保護に準ずる程度に困窮していると認められる世帯）

- ①生活保護が停止または廃止された方
- ②市民税が非課税または減免されている方
- ③個人事業税が減免されている方
- ④固定資産税が減免されている方
- ⑤国民年金の掛金が減免されている方
- ⑥国民健康保険の保険料が減免（徴収猶予）されている方
- ⑦児童扶養手当を受給されている方
- ⑧その他経済的理由によりお困りの方

＊ 援助が必要かどうかについては、保護者の申請に基づき、経済状況や家庭の状況などを総合的に判断して、大洲市教育委員会が認定の決定を行います。

申請により必ずしも援助が受けられるものではありませんのでご注意ください。

○申請の方法

お子さまが通学している（または入学する）学校にご相談ください。

申請される場合は、学校に備え付けの書類（①就学援助申請書、②誓約書・同意書）に記入し、学校に提出する手続きが必要です。

なお、児童扶養手当を受給されている方は、申請時に証書の写しを添付してください。

（裏面へ続く📄）

○就学援助の支給項目

項目	区分	学年	年間支給額	備考
学用品・通学用品 校外活動費	小学校	全学年	11,640 円	年間 2 回に分けて支給 (認定月日によって月割)
	中学校		22,740 円	
新入学児童生徒 学用品費	小学校	1 年(新入時)	51,110 円	当初認定者に限り支給
	中学校		60,980 円	
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	小学校	実施該当学年	実費 (予算の範囲内)	実施前までの認定者に限り支給
	中学校			
修学旅行費	小学校	実施該当学年	実費	実施前までの認定者に限り支給
	中学校			
給食費	小学校	全学年	単価×実施回数 (全額)	(認定月日によって日割)
	中学校			
医療費	小学校	全学年	自己負担額全額	う歯・トラコーマ等の学校 病の治療費について支給
	中学校			
オンライン学習 通信費	小学校	3～6 年	14,000 円	年間 2 回に分けて支給 (認定月日によって月割)
	中学校	全学年		

※令和 6 年度の年間支給予定額内訳（金額は変更になる場合があります。）

○学用品費等の支給

学用品費等は市から保護者【申請者】名義の口座に直接振り込みます。

ただし、支給期の前月時点で校納金等に未納がある場合は、その期の援助費（全額）を
学校長経由にて支給することとします。

また、校長に受領を委任する方法もありますので、学校にご相談ください。

学用品費等の支給は年 2 回とし、支給期は下記のとおりとします。

なお、振込通知は送付しませんので、通帳記帳によりご確認ください。

通帳への記載は「大洲市就学援助」もしくは「材費・ジュカ・ケンシ」となります。

前 期	令和 7 年 7 月（中旬）
後 期	令和 7 年 12 月（上旬）

○その他

就学援助の申請受付は随時行っております。火災や自然災害などにより家計が急減した
場合も、直近の所得状況等により認定できる場合がありますので学校または大洲市教育委員会へお問い合わせください。